

## 大洗町総合運動公園・大洗文化センターネーミングライツスポンサー募集要項

### 1 目的

大洗町総合運動公園及び大洗文化センターでは、今まで以上に施設の知名度や魅力を高めるとともに、施設の持続的な運営と地域の活性化に資するため、民間との協働の観点からネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）を募集する。

### 2 施設の概要

別紙1「大洗町総合運動公園」、別紙2「大洗文化センター」概要参照

### 3 スポンサーに付与する権利及び条件

#### (1)「愛称」を命名する権利

条件として、町民や利用者にとって、親しみやすく、呼びやすい等の視点から、町民の理解を得られるものとする。

※契約期間内において愛称の変更はできない。

※「大洗町都市公園条例」、大洗文化センター関係条例（「大洗町民会館の設置及び管理に関する条例」、「大洗町中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例」、「大洗町漁村センターの設置及び管理に関する条例」）で定める施設の名称の改正は行わない。

※大会主催者からの要請を受けて、愛称ではなく正式名を使用する場合がある。

※愛称が定着するまで、正式名を併記することがあります。

#### (2) 施設内に愛称表示看板を設置する権利

条件として、看板の設置場所及びデザインは、別途協議の上、決定する。

### 4 ネーミングライツの期間（契約期間も同様とする。）

令和8年4月1日から5年以上とする。

※スポンサーは、次回の募集に際して、優先的に交渉することができる。

### 5 契約希望価格（命名権料）

年額600万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

※大洗町総合運動公園及び大洗文化センターを合わせた希望価格とする。

※契約期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割りを持って計算して得た額とする。

※命名権料は、年度ごとに一括で納入することとする。

## 6 費用負担

### (1) スポンサー

命名権料の他、以下の費用は、スポンサーの負担とする。

ア 敷地内の表示の新設及び変更については、それに要する費用及び維持管理に係る費用。

※敷地内の表示の変更については、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うものとする。

イ 敷地外の表示の新設については、それに要する費用及び維持管理に係る費用。

※敷地外の表示の変更については、費用負担も含め町や関係機関と協議の上、決定する。

ウ 契約期間満了に伴う原状回復費用（次回も引き続き契約する場合を除く。）

### (2) 大洗町

ア 町の印刷物や町ホームページの表示変更に伴う経費

※既存の印刷物の在庫はそのまま使用する。

## 7 応募の条件

応募資格を有する者は法人に限るものとし、次の各号のいずれにも該当しない業種又は事業者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (3) ギャンブルに関する業種(当選金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に規定する宝くじに係るものを除く。)
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
- (5) 政治団体及び宗教団体
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (9) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと判断した業種又は事業者

## 8 募集方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布場所

大洗町教育委員会生涯学習課（中央公民館2階）

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の88

イ インターネットによる配布

<http://www.town.oarai.lg.jp/>

(2) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を町に提出するものとし、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。なお、申請に要する費用は、申請者の負担とする。

ア ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）

イ ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第2号）

ウ 会社概要

エ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

オ その他町長が必要と認めるもの

(3) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和8年 3月17日（火）から令和8年 3月25日（水）まで  
（土日祝祭日を除く）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送する。

※電子メール、FAXによる提出はできない。

大洗町教育委員会生涯学習課（中央公民館2階）

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-88

TEL：029-267-0230

※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着。

ウ 提出部数

正本1部、副本10部（副本は正本の複写可）

エ 留意事項

(ア) 提出された申請書類は返却しない。

(イ) 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めない。

(ウ) 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

(エ) 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとする。

## 9 選定方法

大洗町が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募者から提案された内容を総合的に判断して順位を決定し、最上位のものを優先交渉権者（※）とする。

※優先交渉権者…応募者のうち、契約相手方としての適格があり、かつ町が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して町が契約に係る交渉をするもの。

## 10 決定及び公表

- (1) 優先交渉権者との契約内容等の交渉を行った上で契約相手方として決定し、町と契約を締結する。
- (2) 契約相手方が決定した際には、応募者に文書で採用の可否を通知するとともに、ホームページ等で発表する（優先交渉権者の発表等途中経過については公表しないものとする。）。また、応募状況及び提案の内容等については公表しないものとする。

## 11 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すものとする。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。  
※この際の原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とする。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 命名権者から契約解除の申し出があったとき。
- (5) その他契約の履行が困難であると町長が認めるとき。

## 12 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとする。
- (2) 不足の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがある。

## 13 問合せ先

住 所 〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-88

部 署 大洗町教育委員会生涯学習課（中央公民館2階）

電 話 029-267-0230

F A X 029-267-1051

E-mail syougai@town.oarai.lg.jp